

みのりが丘区会 入会のご案内

みのりが丘区会

1. 名称 『みのりが丘区会』（公称：認可地縁団体 秋間みのりが丘区会）（以下、本会）
2. 目的 会員相互の親睦を図り健康的な住み良い地域社会を実現すること。
3. 入会と会費
 - ・入会資格……『秋間みのりが丘』に住所、土地を有する個人は、全て本会の会員となることができます。
 - ・入会手続……『入会申込書』（別紙）に所要事項を記入・捺印の上班長に提出してください。
 - ・会費……… 会員（500円/月） 準会員（250円/月）
本会に入会した月より会費を負担するものとし、当該年度末までの年会費（500円または250円×月数）を一括納入願います。
初年度は現金納入可、以降はゆうちょ口座から自動払込徴収となります。
4. 本会の組織
 - ・ 総会、役員および役員会、班長および班長会、各会員で構成されています。
 - ・ 任期は、区長2年、役員1年、班長1年です。
5. 本会の活動
 - ・ 地域親睦（イベント等）による明るく楽しい生活の維持と向上
 - ・ 行政など関係機関からの情報伝達
 - ・ 環境美化活動による住環境の維持向上
 - ・ 防火・防犯・交通安全の対策による生活の安定
 - ・ 廃品回収
 - ・ その他本会の目的を達成するために必要な事業

みのりが丘区会 連絡先等

〒379-0109 群馬県安中市秋間みのりが丘3番地174（みのりが丘集会所）
TEL: 090-5219-5396（代表）（10時～17時）